

# グローバルフェスタ JAPAN NGO 運営委員会規約

## 名称

この会の名称を グローバルフェスタ JAPAN NGO 運営委員会 とする。

## 連絡先

この会の事務局を特定非営利活動法人 国際協力 NGO センターの事務所に置く。

住所：〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 アバコビル 5F

電話番号：03-5292-2911

## 目的

グローバルフェスタ JAPAN (以下「フェスタ」とする) をより良いイベントにするために組織される。

## NGO 運営委員会の立場、構成者

- ・共催団体である特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター (以下 JANIC) の内部にある、フェスタ実施の為に諮問機関。
- ・その年のフェスタ参加 NGO の中から立候補制で委員を募り、組織される。
- ・会の代表は JANIC のフェスタ担当者もしくは、構成者の中から互選される。

## NGO 運営委員会の役割

- ・NGO の出展が円滑に行われるよう様々な事項を協議し、NGO 側の運営を執り行う。
- ・フェスタにおいて NGO 側の意見を集約し、JANIC を通じ、全体を運営する実行委員会へ提案する。
- ・参加 NGO からの意見の吸い上げ、情報共有に努める。

## NGO 運営委員会で審議される議題

- ・フェスタの円滑な開催に向けた協議事項
- ・新規参加希望団体の審査・検討・決定
- ・参加 NGO の会場内出展ブース配置の検討・決定
- ・ゴミ問題対策について提言内容策定
- ・当日の役割分担について
- ・プログラムで集まる募金の寄付先について
- ・プログラムの検討・決定
- ・次回フェスタへの提言
- ・その他必要に応じて定められる議題

## NGO 運営委員の参加条件

- ・昨年フェスタに参加し、かつ本年も参加する団体であること。
- ・1～3週間に1回程度開催される NGO 運営委員会に参加可能であること。
- ・委員会の場でその団体の代表としての意見を述べ、議論を持ち帰らずその場で決定することのできるスタッフの出席であること。
- ・担当者はフェスタの目的を理解していること。
- ・運営の便宜上、メーリングリストを使って意思の疎通を図れる事
- ・立候補した団体は原則として参加できるが、定員を超えた場合はその限りではない。

## 定員

- ・ 15 団体前後とする。立候補が多い場合は主催者の JANIC で判断し調整する。
- ・ 途中からの委員会参加は原則として認めない。ただし運営に重要な役割を持つ場合など、例外は認める。
- ・ 出席のない団体には ” 運営委員の参加条件 ” をもとに、継続について意思確認する。

## 任期

- ・ JANIC が定めた立ち上げ時期から、次年の委員会メンバーへの引継終了までとする。
- ・ 可能な限り同じ担当者が複数年参加することが望ましい。

## その他

- ・ この会は 2005 年 6 月 23 日に発足し、同時に本規約も適用される。
- ・ この規約の項目と内容は、主催者である JANIC が変更することができる。

以上